



### 1. 2020年 所得税及び社会保険対象の福利厚生支給額

従業員が雇用主から福利厚生(住まいの提供や社内食堂の食事券等)を受け取る場合、これは所得としてみなされ所得税及び社会保険の対象となります。福利厚生としての支給限度額は、社会保険規定によって定められています。

#### 食事手当

雇用主が食事代を負担する場合の年間支給額は、朝食、昼食、夕食で以下のように定められています。

朝食	昼食	夕食	一日分
55ユーロ	104ユーロ	104ユーロ	263ユーロ

日割り計算すると昼食と夕食の支給額はそれぞれ一回につき3.47ユーロとなり、定額で控除分から減額されます。従業員がその一部、または全額自己負担した場合は、自己負担の割合に基づき所得税及び社会保険の対象から外されます。

(低額の)福利厚生の対象となる食事には、主に下記のようなものがあります。

- 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
- 就業日の食事を割安で提供するレストランなどを対象とした雇用者からの手当(手当が実際の食事価格を超えない場合に限る)
- 従業員に対するレストラン用食事券などの配布(食事券などの価格が1食につき6.50ユーロを超えない場合に限る)
- 雇用者が従業員の賃金契約外において、食事券などの代わりに就業日の食事代として支払う現金手当(1食につき6.57ユーロを超えない場合に限る)

福利厚生支給の利用は、就業日1日につき1食分のみの手当が前提条件となり、これはホームオフィスで働く従業員にも当てはまります。「予備」として別の日の食事手当を充てる場合は、その分が現金支給として認識され所得税及び社会保険の対象となります。

上記例のように追加で所得税及び社会保険の対象となった場合、雇用主は全額を25%の税率で一律課税負担することができます。(所得税法第40条2項)。この場合は、社会保険料は発生しません。

#### 住まいの提供

雇用主による住まいの提供に関しては、以下の点を留意する必要があります。

- 一家計が利用するアパート(あるいは一戸建て住宅)の場合、その土地の平均賃貸価格が基準となります。水道代や光熱費などの雑費に関しては実際の費用が考慮されます。
- それに対してその他の宿泊施設(共同アパートの一部屋など)については、一律の現物給価格が適用されます(2021年は月237ユーロ)。この一律基準価格を超えない限り、その土地の平均賃貸価格で計算することも可能です。

雇用主が従業員に対し住居や宿泊施設を割引価格で付与する場合は、従業員が自己負担する金額に応じて考慮し、雇用主側が負担した金額のみ所得税と社会保険の対象となります。

ただし雇用者負担が平均賃貸価格の3分の1を超えない場合(かつ25ユーロ/1㎡以下)、この手当は所得税の対象にはなりません。

## 2. 公的社会保険料に関する新改定

2021年1月1日より社会保険料(年金保険、失業保険、健康保険、介護保険)が以下の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
<b>保険料負担給与上限</b>			
- 年金及び失業保険 旧西ドイツ連邦州	85,200 ユーロ	7,100 ユーロ	年金保険: 18.6%
旧東ドイツ連邦州	80,400 ユーロ	6,700 ユーロ	失業保険: 2.4%
- 健康及び介護保険	58,050 ユーロ	4,837.50 ユーロ	健康保険: 14.6% 介護保険: 3.05%
<b>公的保険義務該当者</b> (右の給与以上を得た年の翌年より プライベート保険への移行が可能)	64,350 ユーロ まで	(5,362.50 ユーロ) まで	
<b>法的最低収入上限</b>		325 ユーロまで	
<b>ミニジョブ従業者</b>		450 ユーロまで	
- 給与上限			
- 健康保険			雇用者: 13%
- 一般			雇用者: 5%
- 個人家庭での従業時			
- 年金保険			雇用者: 15%
- 一般			従業員: 3.6%
- 個人家庭での従業時			雇用者: 5% 従業員: 13.6%
<b>倒産割り当て金</b>			雇用者のみ: 0.12%

公的社会保険(健康保険、介護保険、年金保険)に加入している従業員に対して、雇用主は通常、社会保険料の半分を負担しています。これは2019年以降、法的健康保険における保険会社個別の追加保険料についても適用されています。

従業員がプライベート健康保険加入者である場合、雇用主は従業員の支払う保険料の50%を非課税の補助金として負担する必要があります。しかしながら、この補助金の上限は、法的健康及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています(平均1.3%となる保険会社個別追加保険料負担割合の半分も含む)。したがって、2021年の雇用主による最大補助金額は、月々384.58 ユーロとなります(769.16 ユーロの50%)。

### 3. 2021年以降の法改正

連邦評議会で採択された第2次家族負担軽減法により2021年から児童手当、児童扶養控除額、基礎控除額が引き上げられました。また、コールドプログレッション(Kalte Progression:たとえ昇給しても税率変更やインフレ率変動の影響で生活が苦しい状態)を緩和するため、所得税率の基準額が調整されます。

1ヶ月あたりの新支給額は以下の通りです。

	2020	2021
<b>児童手当</b>		
1人目/2人目:	204 ユーロ	219 ユーロ
3人目:	210 ユーロ	225 ユーロ
4人目以降:	235 ユーロ	250 ユーロ
<b>児童扶養控除額</b>	7,812 ユーロ	8,388 ユーロ
<b>基礎控除額</b>	9,408 ユーロ	9,744 ユーロ
<b>経済支援金の控除限度額</b>	9,408 ユーロ	9,744 ユーロ

基礎控除額の引き上げにより、2021年には以下の月給まで賃金税は発生しません。

税クラス:	1	2	3	4	5
月給:	1,121 ユーロ	1,509 ユーロ	2,127 ユーロ	1,121 ユーロ	107 ユーロ

連邦評議会で採択された法律により、2021年から特に障害者への定額料金が引き上がり、利用の対象条件と証明義務が簡素化されます。

### 4. コロナ支援の拡大: 2019年各種確定申告提出期限の延長

#### 2019年各種確定申告の提出期限

連邦財務省は、税理士が作成した2019年度の確定申告(所得税、法人税、売上税など)の提出期限(2021年2月末)を延長すると発表しました。連邦財務省によれば、提出期限は法規定に則り2021年8月31日まで延長される予定です。これに合わせて追徴金の利息に関する規制も調整されることが予定されています。

#### 税金の支払猶予

コロナ危機によって直接的かつ顕著な経済的悪影響を受けた個人あるいは企業は、2020年末までに発生する所得税・法人税予定納税額の減額申請、ならびにそれまでに発生した税金の支払い猶予を無利子で申請することが可能でした。

この度、この規則が更に拡大され、すべての税金において2021年3月31日まで支払猶予の申請ができることになりました。その際の支払猶予期間は最長2021年6月30日までとなっています。

### 5. 2020年年次税法における主な変更点

- 2020年と2021年に、自宅でのみ業務が行われた場合、ホームオフィス一律控除額が導入され、在宅勤務日数1日につき5ユーロ(最大で年600ユーロまで)控除することが可能になります。この控除は、自宅での仕事部屋に関する税務上の前提条件を満たさない場合や仕事部屋にかかる費用の証明ができない場合にも適用されますが、必要経費の一律控除額1,000ユーロに追加で考慮することはできません。
- 節税のために本来の給与を非課税対象の手当へ変更することについて、所得税法上の前提条件が定められました。
- 所得税法第3条11a号によるコロナ危機を理由とした1,500ユーロの非課税手当は、2021年6月30日まで支払が可能です。

- 2020年3月から12月の期間で操業短縮手当に追加で雇用者から補填される手当が、契約上の給与額と実際の支給額との差額の80%を超えなければ非課税となります。この期間が2021年12月まで延長されます（所得税法第3条28a号）。
- 寄付金証明簡略化により、200ユーロまでの少額寄付については支払や口座送金の証書が証明として通常認められています。この少額寄付金額が2021年より、200ユーロから300ユーロへ引き上げられました。
- 2022年より、フリンジベネフィットの非課税限度額が月々44ユーロから50ユーロへ引き上げられます。
- 単親家庭のための負担軽減手当は2020年・2021年の期間中1,908ユーロから4,008ユーロへ引き上げられていましたが、この期間が2022年まで延長されました。

## 6. Brexitによる売上税法への影響

2021年1月1日にイギリスがEUを離脱しました。これによりイギリスが第三国となるため、売上税法においてはとりわけ、イギリスとEU間の国境を越えた取引に影響があります。

売上税法の複雑性からここでは重要な点のみを取り上げますが、個々のケースにおいて、イギリスにある企業の登録が必要かどうかを精査しなければなりません。税務当局はBrexitがもたらす影響について注意点をまとめたものを発表しました。

### 商品取引

EU-イギリス間の取引において、北アイルランドについては特別措置が取り決められました。これによれば、EU-北アイルランド間の商品取引は従来通りEU域内取引と見なされます。

北アイルランドを除くイギリスへの輸送は、Brexit以降は域内取引ではなくなり、非課税の輸出取引となります（売上税法第4条1a号、第6条）。またその際、より厳しい証明規定が適用されます。EU域内の個人消費者向けへの商品取引の課税地を規定する輸送取引規定（売上税法第3c条）は適用されなくなります。

同様に北アイルランドを除くイギリスからの輸送はBrexit以降EU域内取引ではなくなり、輸入消費税の対象となります。輸入消費税の課税基準額は売上税法第11条に則ります。

### その他の役務

その他の役務の提供について北アイルランドに関する特別規定はなく、北アイルランドも第三国となります。

ドイツの企業が2021年1月1日以降イギリスの企業に対しその他の役務を行った場合、役務の提供地は従来通りイギリスとなります。この役務に対してリバースチャージが適用されない場合には、ドイツの企業がイギリスで発生したVATを支払わなければなりません。

売上税法第3a条4項で挙げられているカタログ役務（広告宣伝、権利譲渡や法律相談など）がイギリスの個人消費者に対して行われた場合、課税地が役務提供側の企業の所在地から第三国イギリスにかわるため、ドイツでの課税は免れますが、場合によってイギリスで課税対象となります。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。